

公 告

(令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託について)

次のとおり公告します。

令和４年５月２３日

国土交通省九州地方整備局
延岡河川国道事務所長 麻生 宏斉

１．公告の概要等

(１) 公告の目的

本公告は、河川法第９９条に基づき、延岡河川国道事務所管内における令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(２) 委託内容

本業務は、延岡河川国道事務所が管理する五ヶ瀬川水系直轄管理区間（五ヶ瀬川右岸４／５２０～６／６００）の河川区域内において、適正な維持管理及び一層の利活用促進を図ることを目的として、除草・清掃等維持管理活動及び河川の目的別利用調査を実施し、利活用視点に立った適正な維持管理及び利活用促進に向けた検討資料の収集を行うものである。

(３) 委託期間 令和４年６月１６日（予定） ～ 令和５年３月１０日

(４) 本委託を契約する団体については、２．に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し選定する。

その後、延岡河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(５) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

２．参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

(１) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(２) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。

(３) 当該委託内容に関する五ヶ瀬川での活動実績及び活動実施体制があること。

３．本委託契約に関する手続等

(１) 担当部局

〒８８２－０８０３ 宮崎県延岡市大貫町１丁目２８８９（電話 ０９８２－３１－１１６７）

国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所

担当：河川管理課長 坂本 康平（内線３３１）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和4年5月23日(月)から令和4年6月1日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 3階 河川管理課内
- ③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和4年5月24日(火)から令和4年6月1日(水)までの9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所の管内における令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等の委託契約については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

１．公告日 令和４年 ５月２３日

２．公告者 国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所長 麻生 宏斉
宮崎県延岡市大貫町１丁目２８８９

３．公告の概要等

（１）公告の目的

本公告は、河川法第９９条に基づき、延岡河川国道事務所管内における令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

（２）委託内容

本業務は、延岡河川国道事務所が管理する五ヶ瀬川水系直轄管理区間（五ヶ瀬川右岸４／５２０～６／６００）の河川区域内において、適正な維持管理及び一層の利活用促進を図ることを目的として、除草・清掃等維持管理活動及び河川の目的別利用調査を実施し、利活用視点に立った適正な維持管理及び利活用促進に向けた検討資料の収集を行うものである。

（３）委託期間 令和４年６月１６日（予定） ～ 令和５年３月１０日

（４）本委託を契約する団体については、４．に示す参加資格要件を有することを証明する資料（別紙）をもって審査し選定する。

その後、延岡河川国道事務所において、委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

（５）参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

４．参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

- （１）河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- （２）一般社団法人、一般財団法人については、河川法第９９条第１項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を全て満たす者であること。
- （３）当該委託内容に関する五ヶ瀬川での活動実績及び活動実施体制があること。

５．参加資格の確認等

（１）本委託の参加希望者は、４．に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本委託契約に参加することができない。

① 提出資料：

- １）申請書

2) 一般社団法人、一般財団法人については、法第99条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証明する書類。（河川協力団体指定準則（国水環第69号 平成25年10月15日）第4一、四、五、七に定める書類）

3) 河川協力団体については、河川協力団体の指定証（写）

② 提出期間：令和4年5月24日（火）から令和4年6月1日（水）までの9時00分から17時00分まで

③ 提出場所：〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

電 話：0982-31-1167

国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課

担当：河川管理課長 坂本 康平（内線331）

④ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

（2）参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年6月9日（金）までに書面にてFAXにより通知する。

（3）申請書の評価

1) 申請書の評価項目等は、以下のとおりである。

- ・各項目について採点を行い、その合計が60点以上の場合に審査基準を満たすものとする。
- ・各項目のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。
- ・ヒアリングを行った場合は、ヒアリングの内容も踏まえ審査を行うものとする。
- ・配点は以下の通りとする。
- ・特定されたものに対して書面（特定通知書）により通知する。

	項 目	確 認 内 容	配 点
活動実績	一 継続性	近年おおむね5年間にわたり、五ヶ瀬川での河川管理に資する非営利活動を継続的にやっていること (配点 35点)	
		活動実績 ①委託内容を実行できる実績であるか。	20点
		継続性 ②過去から継続した実績であるか。	15点
	二 公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。(配点15点)	
		公共性 ①活動実績に公共性が認められる。	15点
活動実施体制	三 実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性がみとめられること。 (配点 50点)	
		①過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。	25点
		②過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。	25点

6. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限：令和４年６月１６日（木） １７時００分。

② 提出場所：上記５．（１）③ に同じ。

③ 提出方法：ＦＡＸ又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）：ＦＡＸで提出した場合は、ＦＡＸ送信後、延岡河川国道事務所河川管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は河川管理課河川維持係長で可）。

（２）当職は、説明を求められたときは、令和４年６月２１日（月）までに説明を求めた者に対し、書面にてＦＡＸにより回答する。

７．申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

（必須）

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
１）申請書 〔様式－１〕	① 様式は〔様式－１〕とし、必ず団体の代表者印を押印すること。
２）河川協力団体指 定準則（国水環第６ ９号 平成２５年１ ０月１５日）第４一、 四～七に定める書類 〔様式－２〕	① 様式は〔様式－２〕とする。 ※河川協力団体については提出不要
３）河川協力団体の指 定証	①一般社団法人、一般財団法人については提出不要。

８．面接（ヒアリング）について

面接（ヒアリング）を行う必要がある場合は、下記のとおりとする。

① 日 時：令和４年６月３日（金）を予定している。

② 場 所：国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 会議室

③ ヒアリング内容：これまでに実施した河川管理に関する活動実績に関すること。
活動計画での実現性

④ ヒアリング参加人数：３名までとする。

⑤ その他：ヒアリング日時、場所については後日改めて通知する。

９．本委託締結に関する手続等

（１）担当部局は、上記５．（１）③に同じ。

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和４年５月２３日（月）から令和４年６月１日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

② 交付場所：〒８８２－０８０３ 宮崎県延岡市大貫町１丁目２８８９

国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 河川管理課

③ 交付方法：手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和4年5月24日（火）から令和4年6月1日（水）までの9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記5.（1）③に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

10. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和4年5月24日（火）から令和4年5月30日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記5.（1）③に同じ。

③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、延岡河川国道事務所河川管理課長へ電話で確認すること（不在の場合は河川管理課河川維持係長で可）。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和4年5月31日（火）までに行う。

11. 本委託締結者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記8. ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、令和4年6月9日（木）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

12. その他

(1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

申請書

1. 委託名：令和4年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託

2. 提出日

・令和____年____月____日

3. 法人等名

・法人等名：_____

・代表者名：_____

4. 五ヶ瀬川での活動実績

(1) 活動実績及び継続性（活動内容及び活動期間）

- ・以下に、河川における除草・清掃活動など河川環境維持に関する具体的な啓発活動実績を記載してください（複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する）。
- ・上記の活動に関する活動実績は、平成29年～令和3年までの実績（過去5年間）として下さい。
- ・「」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等）。

河川における除草・清掃活動など河川環境維持に関する啓発活動に関する具体的な活動実績

「令和/平成/昭和 年 月から提出日まで」

(2) 公共性（活動実績）

- ・河川における除草・清掃活動など河川環境維持に関する具体的な啓発活動実績について次のいずれかに○印を付して、（ ）内に具体的な内容を記載してください（複数ある場合は複数可）。
- ・また、その実績が分かる資料（写し）を添付してください（例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川除草及び清掃作業、啓発活動におけ

る共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料（協議書、申請書、委嘱状、表彰状等）。

①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

④上記①②③に準じた河川管理者が認めるような活動実績がある。

(_____)

5. 当該委託に関する活動実施計画

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①実施時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②実施内容と配置人員

※具体的な実施内容と配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

以上。

令和 年 月 日

(申請先)

延岡河川国道事務所長 殿

(申請者)

住所または
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

⑨

令和4年5月23日付けで公告のありました「令和4年度五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託」について、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 4 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式）
- 5 その他河川管理者が必要と認める書類

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、「令和4年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託」の契約満了までの将来においても該当しないことを誓約します。

また、この誓約が虚偽であった場合、発注者が当該契約の契約解除請求をすることについて、一切の異議を申し立てず、当該解除請求に応じることにについても誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 6 当契約に関する再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する予定、又は契約を締結している。
- 7 1から5までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局延岡河川国道事務所長
麻生 宏 齊 殿

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

数量総括表

業務名	令和4年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託				業 種	役務の提供等
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
河川環境維持管理活動等		式		1		
河川環境維持管理活動等		式		1		
計画準備		式		1		
事前現地踏査		式		1		
五ヶ瀬川における環境保全啓発活動		式		1		定期除草活動 (A) 4回、定期除草活動(B) 2回、定期清掃活動 4回、利用状況調査 2回
五ヶ瀬川利活用促進に向けた活動		式		1		取組成果とりまとめ 1式、除草・清掃等維持管理活動に伴うアンケート調査 1式、広報マップの作成 1式
講習会への参加		式		1		講習会参加費 1式
報告書作成		式		1		
打合せ協議		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		打合せ協議、事前現地踏査

数量総括表

業務名	令和4年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託				業 種	役務の提供等
					項 目	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
諸雑費		式		1		
直接原価		式		1		
業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務委託料		式		1		

令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本特記仕様書は、「令和４年度 五ヶ瀬川河川環境維持管理活動等委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務内容)

第 2 条 本業務内容は、本特記仕様書による外、各項目によるものとする。

- (1) 技術資料等説明書
- (2) 数量総括表及び数量内訳書
- (3) その他関連資料

(担当職員との協議)

第 3 条 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合には、速やかに担当職員と協議してその指示を受けるものとし、受託者の独自判断で処理してはならない。

(機密保持)

第 4 条 受託者は、本件に関連して知り得た委託者側の機密保護を厳守しなくてはならない。

(業務管理責任者の指名及び実施計画工程表の作成・提出)

第 5 条 本作業着手前にあたっては、業務責任者を指名するとともに実施計画に関わる工程表を作成し、延岡河川国道事務所 延岡出張所長（以下「所長」と言う。）あてに提出しなければならない。

(報告書等の定期報告)

第 6 条 報告書の作成にあたっては、作業に係った人員構成・人数・使用機械・写真等について日報等に整理し、所長に報告するものとする。
なお、詳細な取りまとめ方法については、所長より指示する。

(契約内容の変更)

第 7 条 本業務における契約内容の変更は、数量総括表の数量に増減が生じる場合、新たに必要を生じることとなった作業、及び本業務における諸経費及び間接経費が必要と認められる場合など、担当職員と十分協議のうえ変更契約の対象とすることができる。
また、設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

第 2 章 業務内容

(実施範囲)

第 8 条 本作業の範囲内は、五ヶ瀬川水系直轄管理区間（五ヶ瀬川右岸 4／5 2 0 ～ 6／6 0 0）とする。

詳細は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

(業務内容)

第 9 条 本業務は、延岡河川国道事務所が管理する五ヶ瀬川水系直轄管理区間の河川区域内において、適正な維持管理及び一層の利活用促進を図ることを目的として、除草・清掃等維持管理活動及び河川の利活用に関するアンケート調査を実施し、利活用視点に立った適正な維持管理及び利活用促進に向けた検討資料の収集を行うものである。

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分理解した上で、年間の活動計画を示すとともに、業務の遂行及び計画を立案し、業務計画書の作成を行うものとする。

(2) 事前現地踏査

対象施設、範囲等の現状確認について、発注者との合同現地踏査を行うものとし、既往不具合発生箇所の状況等の確認を行うものとする。

(3) 五ヶ瀬川における環境保全啓発活動

第 8 条の実施範囲における適正な維持管理に向けた除草及び清掃活動を実施するものとする。また地域関係者との協働による維持管理に向けた清掃等の啓発活動に対する募集、当日の運営、事務等の実施を行うものとする。

なお除草及び清掃活動の実施回数は、以下のとおり計上しているが、本特記仕様書第 7 条のとおり変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

項 目	実施回数	備 考
定期除草活動 (A)	4 回	対象箇所・範囲等は別図のとおり (主な作業：除草活動)
定期除草活動 (B)	2 回	
定期清掃活動	4 回	対象箇所・範囲等は別図のとおり (主な作業：集草活動)
利用状況調査	2 回	主な調査内容： 対象区間における運動や散策等の利活用状況を把握し、今後の利活用促進計画へ反映していく。 1 回 8 時間相当／延べ (調査)

(4) 五ヶ瀬川利活用促進に向けた活動

第 8 条の実施範囲における一層の利活用推進に向けた除草等維持管理活動及び河川の利活用等に関するアンケート調査を実施し、利用者視点に立った利活用検討資料の収集を行うものである。また、遊歩道の利活用広報マップの作成を行う。

詳細については、担当職員と協議し行うものとする。

当初における実施回数は、以下のとおり計上しているが、本特記仕様書第 7 条のとおり変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

項 目	実施回数	備 考
除草・清掃等維持管理活動 に伴うアンケート調査	1 日	対象箇所・範囲等は別図のとおり 1 日 8 時間相当／延べ(準備・片付含)

(5) 講習会への参加

受託者は、各地域の防災・環境教育、地域づくりなどの情報共有、活動における安全管理の充実など委託を実施する上で必要な河川の基礎知識等を習得するための講習会へ参加するものとする。

講習会についてはW e b 形式による開催手法を想定しているが、移動等が発生する場合は、調査職員と協議し契約変更の対象とする。

講習会には委託業務を実施する実務者 1 名、1.5 日参加するものとする。

講習会は、9 月を予定しているが、詳細については発注者より連絡する。

(6) 報告書作成

本業務における年間の活動実績について報告書として整理を図るものとする。

第 10 条 打合せ協議

打合せは下記の区切りにおいては必ず実施するものとし、回数は 4 回以上とする。

(1) 本件着手時 1 回 (2) 中間段階 2 回 (3) 成果品納入時 1 回

打合せ協議の基地については延岡市役所とし、交通手段は公共機関と設定している。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 11 条 本件に関する成果品は下記のとおりとする。

活動報告書 1 式

成果品 (CD-R) 1 枚

その他担当職員が指示する資料 1 式

成果品の取りまとめ方法等については担当職員と協議するものとする。

(履行期限)

第 12 条 履行期限は令和 5 年 3 月 1 0 日とする。

(提出場所)

第 13 条 国土交通省 延岡河川国道事務所 河川管理課

第 4 章 その他

(安全管理の指導徹底)

第 14 条 受託者は、本委託の実施に際して、作業責任者及び作業員に対し安全に関する下記項目について指導を徹底しなければならない。

- (1) 作業内容及び作業時間の周知
- (2) 始業時、終業時連絡の周知
- (3) 作業機械等の安全な使用方法の周知
- (4) 作業上の安全なための注意事項
- (5) 災害時及び事故時の措置並びに連絡方法の周知
- (6) その他、作業員の安全確保に必要な事項

(気象状況等による作業日及び作業時間の変更)

第 15 条 業務責任者は、気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。また、作業時に危険を予知した場合においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。

また、作業日及び作業時間に変更が生じた場合には、速やかに作業日時を変更した旨を所長に報告するものとする。

(作業領域内の作業前安全点検)

第 16 条 業務責任者は、必ず作業地域内における安全に関する全般の監視、点検を行い安全確保に努めなければならない。

(再委託)

第 17 条 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお前述に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものを用い、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 五ヶ瀬川における環境保全啓発活動
- (2) 五ヶ瀬川利活用促進に向けた活動
- (3) 講習会への参加

第 18 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

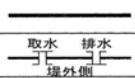
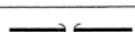
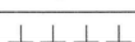
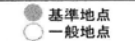
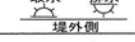
(2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) (1) 及び (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

(4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと

第 19 条 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、本特記仕様書に定める事項の履行が困難となった場合は、調査職員と協議すること。

凡	例
	堤 防 法 線 水 門
	橋 梁
	樋 門 ・ 樋 管
	堰
	距 離 標
	陸 閘
	水 制
	潜 橋
	自 記 風 向 風 速 観 測 所
	水 位 観 測 所
	雨 量 観 測 所
	流 量 観 測 所
	普 通 水 質 観 測 所
	自 動 水 質 監 視 所
	揚 排 水 機 場
	サ イ フ オ ン

五ヶ瀬川管内図

位置図



